

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長 水野 明久  
社長執行役員

浜岡原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成27年1月26日に浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可（4号発電用原子炉施設の変更）を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、3号発電用原子炉施設の変更に係る発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請とが重複することになりますが、既申請案件を後申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請案件の許可後、後申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年1月26日（本原原発第35号）
3. 変更の理由：

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等に関する記述を追加する。

併せて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

使用済燃料の貯蔵能力を強化するため、4号炉附属施設として使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（3号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年6月16日（本原原発第7号）
3. 変更の理由：

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等に関する記述を追加する。

併せて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以上